

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 士 会
会 長 村 松 幹 子

「乳児等通園支援事業」は、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子ども
の育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することが主旨であるはずで
す。

上記を踏まえ、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、下記
の意見を提出します。

◆ 職員の基準

「一般型乳児等通園支援事業所」の職員の基準について、「半数以上は保育士とする」
とされています。しかし、「乳児等通園支援事業」は、0, 1, 2歳の子どもが対象であ
り、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性のある保育士が関わるこ
とを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける等）。

◆ 食事

食事について、「当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調
理機能を有する設備を備えなければならない」とされています。0, 1, 2歳の子ども
を対象とすることから、安全性を担保するために、特に「一般型乳児等通園支援事業
所」の場合は、食品の管理等について、厳密な基準とすることが必要と考えます。

◆ 管理者

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」においては、管理者の配置に
ついての定めはありません。一方手引き（素案）では「管理者の責務」についての記
載がありますが、特に「一般型乳児等通園支援事業所」においては、管理者の配置に
ついて定めることが必要です。

子どもを中心に考えた質の高い保育を提供するためには、人材の確保を含め、安定的な
運営が必要です。補助基準額の増額についてもご検討をお願いします。

今後も、子どもの最善の利益を保障し、質の高い保育を提供し続けるため、保育団体と
の意見交換の場を引き続き設けていただきますようお願いいたします。

以上